

相活士月刊メールマガジン 10月号 ～VOL.35～

相活士事務局です。第35回目のメールマガジンになります。最後までご一読ください。
なお、相活士の皆さまには週に2回、ご登録いただいているメールアドレス宛に
遺言相続ドットコムに掲載記事を送付しております（原則火曜日と金曜日）。
そちらもぜひご一読ください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

<目次>

1. エンディングノート ～遺言作成のハードルが高い方へ～
2. 遺言相続ドットコム最新更新内容
3. メディア掲載情報
4. 更新を迎える方へ
5. 相活士行動理念

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

1. エンディングノート ～遺言作成のハードルが高い方へ～

相活士の皆さまであれば、遺言の重要性については十分ご理解いただいていると思います。
遺言といえば、「公正証書遺言」が一般的であり、最優先に検討すべきですが、
いざ作成しようとしても、身構えてしまったり、何から始めたらいいいのか分からなかったり、
となかなか実行に移せない方も多いでしょう。公証役場に電話してみたけど対応が
イマイチだった（冷たかった）といった声もよく聞きます。
遺言は、法律で定められた相続の規定よりも優先されるなど、法的効力があり、
相続をスムーズに進めることができ、トラブルを防止する目的でも大いに意義のあるもの
です。法的効力をもった最後の意思表示です。

そんな遺言ですが、誰のために作成するのでしょうか。もちろん自分の財産をどのように
引き継ぐかという点では自分自身のためとも言えるでしょうが、スムーズな相続、トラブル
防止

という点では遺された家族のためでもあります。

相続が発生すると面倒な手続きがたくさんあります。市区役所や法務局、金融機関など
行って書類を集めたり、各種届け出を行ったり、といったことはイメージできるかと思いま
すが、

それよりも前の段階、例えば葬儀にあたっては、親族や友人知人など誰に連絡をしたらいい
のか、

書類を集めたり届け出をするにあたっては、故人にはどれだけの財産があるのか、などそれまで気にしたこともなかったことを一から調べて、動いていかなければならないのです。

遺された家族が、亡くなったことを誰に知らせるべきなのか、どの銀行に預金口座があるのか、

自宅以外に故人名義の不動産はないか、生命保険に加入しているのかいないのか、その他の財産は？といったことを一から調べる必要がなくなるだけでも、心身ともに家族の負担が非常に軽くなるものです。“家族の負担はできるだけ軽くしたい”のは誰もが望んでいることです。そのためにエンディングノートを残すことも、とても意義のあることです。

もちろん、エンディングノートには他にもたくさんのことを記せるようになっていきます。

インターネットで「エンディングノート」を検索すると、いろんな情報が出てきますし、販売されているおすすめのエンドイングノートなども紹介されています。

1,000円～2,000円くらいのものが一般的でしょうか。

なお、エンディングノートを用意している生命保険会社もありますので、保険の担当者や会社に聞いてみるのもいいでしょう。販売されているエンディングノートよりはずっと安く（あるいは無料で）手に入りますよ。ちなみに、保険会社にお勤めの方も、自分の会社にエンディングノートがあることを知らないことも多いので、ぜひ一度確認してみてください。

（呼び名は“思いやりノート”など会社によって異なったりします。）

エンディングノートは、“遺言の予行練習”とも言えると思います。

ある程度エンディングノートが出来上がれば、もう公正証書遺言の作成も半分は終わったようなものです。エンディングノートの内容に沿って、あとは事務的に作成していくだけです。必要書類を集めたり、公証役場に行ったり多少手間はかかりますが、決して難しいものではありません。

当協会では、遺言やエンディングノートに関するご質問も大歓迎です！

相活士の皆さまの“一歩”をサポートいたします。

当協会オリジナルのエンディングノートもご用意しておりますので、ご希望の方は協会までご連絡ください。価格 1,100 円（税込）※郵送の場合は別途送料 210 円

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2. 遺言相続ドットコム最新更新内容

「兄弟姉妹に遺留分はありません」

未婚率の増加や出生率の低下、高齢化といった社会的背景により、相続人が誰もいない（全員亡くなった）、あるいは兄弟姉妹のみといった方が増えています。

それに伴い、

「相続人が誰もいない場合、自分が亡くなったら財産はどうなるの？」

「相続人がいないため、生命保険の死亡保険金受取人を親族以外の第三者にしているけど、きちんと支払われるの？手続きはどうしたらいいの？」

「相続人は兄弟姉妹のみだけど、遺産を巡っての争いを防ぐためには？」

妹にしか遺産を渡したくない。」

などといったご相談も増えています。

（実際のご相談内容は多岐にわたりますし、もっともっと複雑ですが…）

そんな中、ご存じでない方や誤解されている方も意外と多いと最近感じたので、改めて申し上げますと

“兄弟姉妹には遺留分はありません”

兄弟姉妹のみが法定相続人のケース、配偶者＋兄弟姉妹が法定相続人のケースでは、兄弟姉妹に法定相続分こそありますが、遺留分までではないのです。中には、相続に詳しいという専門家に聞いたけど「遺留分はある」と言われたという方もいらっしゃいますが…兄弟姉妹が相続人のケースは、争う族やトラブルの代表格と言えますし、悩んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。

「財産を渡したい兄弟姉妹を、生命保険の死亡保険金受取人に設定しておく」

「財産を渡したい兄弟姉妹に対して、生前に贈与しておく」

「財産を渡したい兄弟姉妹が年下（弟・妹）であれば養子にする」

といった主な対策がありますが、やはりデメリットがあつたり、実用的・現実的でなかったり、

といった問題点も出てくることが多いです。全財産を生命保険にしておくことは現実的ではありませんし、生前贈与も遺言がなければ不十分ですし、場合によってはせっかく贈与した兄弟姉妹が相続時に特別受益を主張されてしまう（＝取り分を減らされる）可能性もあります。また、養子縁組には抵抗がある方も少なからずいらっしゃいます。

そんな問題点を解消・軽減するためにも…

「遺言をつくる」

やはりこれを最優先で検討すべきだと思います。

財産を渡したい兄弟姉妹を遺言（公正証書がベスト）で定める、
あるいはどの兄弟姉妹にも財産を渡したくないなら、他に渡したい人
（団体への寄付などを含む）を遺言で定めるのです。

もし将来、気持ちが変われば遺言なら変更もすぐにできます。遺言できちんと定めておけば、
兄弟姉妹に限っていえば遺留分の問題は解消できるのです。つまり“財産を渡したくない”
という意思が実現できることとなります。

生前に兄弟姉妹できちんと話し合っておく（口約束）、うちは仲が良いから大丈夫、
と安易に考えている方もいらっしゃいますが、些細なことから争いに発展しますし、
一瞬で深刻化していきます。“兄弟は他人の始まり”とはよく言ったもので、
幼い頃はお菓子を取り合った最大のライバルが、今度は遺産を奪い合うという骨肉の争い
になってしまうのです。

直近の民法改正（財産目録はパソコンなどでも作成OK、自筆証書遺言を法務局が預かって
くれる等）もあり、遺言作成のハードルがグッと低くなりました。無用な争いを防ぎ、
最後の思いを実現するためにも、遺言がもっともっと日本において浸透していくことを
望むばかりです。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

3. メディア掲載情報

幻冬舎ゴールドオンラインに[連載]相続専門家・江幡吉昭の「相続争いはこうやって防ぎ
なさい」が10月1日、10月4日にわたり、掲載されています。

Yahoo! ニュースにも転載されており、既にご覧になった方も多いかもかもしれませんが、
よろしければご一読ください。

https://gentosha-go.com/category/k0563_1

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

4. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に、皆さまの勤務先に更新書類をお送りいたします。
昨年11月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一する
ことになりました。

払込票の更新費用は2年更新分（1年更新料3,000円×2年の6,000円税別）です。
有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。
名刺の記載に間違いがなく、更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。
入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺100枚を送付いたします。
既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなく

コンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は

事務局(03-5210-1238 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

5. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お問い合わせは・・・

一般社団法人相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆